事例から学ぶ

相談員のための

トラブル対策

NEWS

介助中に付いたアザを家族が見つけて虐待通報

■転倒寸前で腕を強くつかんでしまった

Mさんは特別養護老人ホームに入所している、車椅子使用の84歳の男性です。認知症が重く、職員が言うことはほとんど理解できません。ある日、介護職員がMさんのトイレ介助中に、便座に移乗しようとした際に、ガクッと膝折れがしてバランスを崩してしまいました。慌てた介護職員は、Mさんの右前腕の手首に近い部分を強くつかんでしまいましたが、しっかり支えたので転倒は回避できました。

職員は腕の骨折を心配してナースを呼びましたが、ナースは受診の必要は無いと判断し、職員はヒヤリハットシートを提出しました。

翌日介護職員がMさんの腕を見ると、紫色の大きなアザが付いています。前日の転倒寸前の場面で強く腕を握ったため、内出血してアザになってものと思われました。ナースには報告しましたが、事故報告書は起票されませんでした。すると、夕食時に面会に来た娘さんがMさんの腕のアザを見つけて、相談員に「どうして縛ったようなアザがあるのか?」と問いただしました。相談員は調べてみると答えましたが、娘さんは翌日市に「虐待の疑いがある」と通報しました。

正しい介助方法とは教科書に載っている介助方法か?

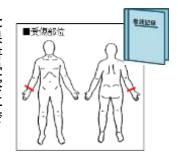
■内出血は事故である

転倒事故を回避するために腕を強く握ってしまうことは、止むを得ない行動であり、不可抗力の事故と言えます。しかし、たとえ事故を回避するためであっても、強く握ったことでできた内出血は小さくても、事故であり、ヒヤリハットシートですませてはいけません。

本事例では、市から説明を求められましたが、受診していない上に家族連絡も入れていませんし、事故報告書も起票されていません。「排泄介助中に転倒しそうになったので、腕を強くつかんだ」という、証拠がどこにもなく、家族に虐待を主張されても施設では抗弁する余地もありませんでした。

■看護記録とデジカメの写真で報告

市から「虐待と認定する方針」であるから、経緯を調査して報告するようにと求められました。施設では、「職員が必要以上に腕を強くつかんだことが、結果的に虐待行為になった」として、報告書を作成することになりました。この報告書の作成過程で、アザの位置を確認するため看護記録を見ると、右図のような受傷部位と受傷状況の記録がありました。また、看護師が「傷とアザは経過観察中の変化を確認するため、デジカメで写真を撮っていた」ことがわかり、すぐに家族に説明しました。幸い家族はこの説明に納得し、市への虐待通報が誤りであったことを市に説明してくれました。



■経過観察のルールが無いことも問題

「看護師が経過観察と判断した時は、必ず家族連絡の上、判断の理由を説明して了解を取る」というルールが無い施設がたくさんあります。家族連絡がなければ本事例のように経過観察後に家族がその事故に疑問を呈した時、大きなトラブルに発展することもあるのです。施設で起こることは、家族には見えませんし、はかり知ることもできません。疑わしく見えるものは、悪意の不祥事へと疑惑が膨らみます。家族の視点を意識した事故対応マニュアルの見直しが必要です。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 マーケット開発部 市場開発室 担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店 株式会社福祉施設共済会 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル 電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882